

高知市立学校学習用タブレット利用ガイド（小・中・義務教育・特別支援学校用）**1 学習用タブレット（以下、「タブレット」という。）の貸与期間について**

タブレットの貸与期間は、貸与した日から卒業する日までとします。

2 タブレットの取扱いについて

タブレットは利用者の卒業後、次の新入生が利用することになります。また、転校などで在籍する学校の児童生徒でなくなったときは、他の児童生徒が利用します。そのため、次の利用者のことを考えて大切に扱ってください。

(1) 全体の取扱い

- ① タブレットは、授業・学校行事などの学習活動で使用するものです。学習活動以外で使わないでください。
- ② 移動教室等でタブレットを持ち運ぶ際は、落とさないように注意をしてください。
- ③ タブレットにシールを貼ったり、ペンで絵や字を書いたりをしないでください。
- ④ タブレットは、利用者以外の者（学校の先生は除く）には使わせないでください。
- ⑤ タブレットは、壊れたり、失くしたりしないよう適切に管理してください。
- ⑥ タブレット（タブレット付属品を含む）を売ったり、捨てたり、故意に壊さないでください。
- ⑦ タブレットを利用し、他人を傷つけることや、他人のいやがることをしてはいけません。

(2) 学校での取扱い

- ① タブレットを利用するときは、必ず先生の言うことを守ってください。
- ② 移動教室、昼休み、掃除時間等、長時間机を離れるときは、タブレットを机の上に乗せたままにせず、カバンやバッグに入れて、盗まれたり、落としたりしないよう気をつけてください。
- ③ タブレットが入ったカバンやバッグを投げたり、乱暴に扱わないでください。

3 タブレットの紛失・盗難・き損等への対応について**(1) 手続き**

- ① タブレット（タブレット付属品を含む）を失くしたり、盗まれたり、壊れたりした場合は、すぐに先生に連絡してください。
- ② 先生に連絡した後、警察に遺失物届、盗難届を出すなどの手続きを行ってもらう場合があります。
- ③ 事象ごとに必要書類や手続きが異なります。

(2) 費用の負担

- ① タブレット（タブレット付属品を含む）が通常の使用の範囲で壊れたり不具合が起こったりした場合は、修理にかかる費用については高知市教育委員会が負担します。
- ② 故意または重大な過失によるものと認められる場合には、貸与申込者が修理にかかる費用を負担することになります。

4 セキュリティ対策について

(1) タブレットのセキュリティ対策

- ① タブレットには、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルターがかかっています。
- ② 外部からの不正アクセス防止等のため、高知市教育委員会で利用履歴が確認できるようになっています。

(2) タブレット使用におけるセキュリティ上の注意

- ① タブレットを他の人に使わせないでください。
- ② タブレットを起動したままにしないでください。
- ③ インターネットを利用する場合は、学習活動に関係ないサイトにアクセスしないでください。
- ④ タブレットを使ったデータ等の受発信は、利用者の責任において行ってください。
- ⑤ タブレットの基本ソフトウェア（OS）やインストールされているソフトの改造は行わないでください。
- ⑥ タブレットには、先生の許可なくソフト（アプリ）をインストールしないでください。
- ⑦ 情報モラルを守ってください。先生の許可をもらわずに次のことはしないでください。
 - ・カメラ等での画像・動画・音声の撮影・録音と配信
 - ・学校活動に関するつぶやきや動画配信など情報等の発信
 - ・SNSなど通じて、他人のいやがることをしたり、他人を傷つけたりすること。
 - ・有料サイトへのアクセスや、アプリ内の課金などを行うこと。
 - ・著作権を侵害する行為。（音楽、画像、動画の無料アップロードなど）

(3) アカウント（ID・パスワード）の管理

アカウント情報（ID・パスワード）は、大切に管理してください。アカウント情報は絶対に他の人に教えないでください。

5 その他

- (1) タブレットの利用に関し、利用者の責めに帰すべき理由により利用者又は第三者に損害が生じても、学校及び高知市教育委員会は一切の賠償責任を負いません。
- (2) ここに書かれていない内容であっても、法律に触れるような行為をしないでください。
- (3) ご家庭でのWi-Fi等通信環境の設定については、原則、ご家庭でお願いします。タブレット側の設定手順は別途お知らせいたします。